

# 令和8年度多久市eスポーツイベント及び体験会実施 業務委託プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

本業務委託は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の人が楽しめるコンテンツであるeスポーツを活用し、多久市の知名度向上、市内外の人と人のつながりをつくり交流人口の増を目的として開催する。

あわせてeスポーツ未経験者を含む幅広い世代が気軽にeスポーツを体験できる機会を提供し、その魅力や可能性への理解を深めてもらうことで市内におけるeスポーツの普及及び地域の活性化につなげることを目的として実施する。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度多久市eスポーツイベント及び体験会実施業務委託
- (2) 業務場所 多久市内一円
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月17日(水)
- (4) 業務内容 別紙仕様書による。

## 3 プロポーザル方式により交渉権者を選定する理由

- (1) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある業務
- (2) 高度な創造性、企画力、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務

## 4 プロポーザル方式の方法及び理由

本業務は、様々な企画提案を広く募り創意工夫に富んだ提案内容、専門性、運営能力及び地域活性化等への効果を総合的に評価する必要があることから「公募型プロポーザル方式」とする。

## 5 業務スケジュール

令和8年5月14日(木) 公告及び参加表明書の受付開始  
令和8年5月18日(月)  
～ 会場視察可能期間  
令和8年5月22日(金)  
令和8年5月27日(水) 参加表明書提出期限  
令和8年6月1日(月) 提案書受付開始  
令和8年6月15日(月) 提案書提出期限  
令和8年6月23日(火) 選定委員会(プレゼンテーション)  
プレゼンテーション後1週間以内を予定 審査結果通知

## 6 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 参加表明書の提出日において、官公庁から指名停止措置を受けていない者
- (4) 国税(法人税等)及び地方税の滞納が無い者
- (5) 暴力団等(多久市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団等をいう)に該当しない者
- (6) 過去にeスポーツ大会又はeスポーツを活用したイベントの企画・運営実績を有すること。

## 7 参加表明書提出期間及び方法

- (1) 受付期間  
令和8年5月14日(木)から令和8年5月27日(水)まで

8時30分から17時00分まで（土曜日・日曜日を除く。）

郵送の場合は、令和8年5月27日（水）17時00分必着

(2) 提出方法

参加表明書（様式1）及び業務実績（様式4）を、下記提出先へ持参又は郵送により提出する。

(3) 提出先

〒846-8501

佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

多久市役所 総合政策課 企画係（担当：香田）

電話 0952-75-2217 F A X 0952-75-2110

Eメール sougouseisaku@city.taku.lg.jp

8 会場の視察及び方法

提案にあたり必要がある場合は、会場の視察を可能とする。

視察を希望する場合は、希望日の前日の午前中までに7（3）の連絡先へ希望日時及び施設をEメール又はFAXにより連絡すること。

(1) 視察可能日時

令和8年5月18日（月）から令和8年5月22日（金）まで

※各日9時から12時まで及び13時から17時までの間とする。

※視察は1回につき3名以内とする。

※会場の都合により、希望する日時に視察できない場合がある。

(2) 視察可能施設

仕様書に記載の施設

※視察は、1施設あたり30分以内とする。

9 実施要領等に関する質問

(1) 受付期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月26日（火）17時00分まで  
（土曜日・日曜日を除く。）

(2) 方法

質問書（様式2）をEメール（PDFファイル形式）又はFAXにより下記提出先へ提出する。

提出後、確認のため電話にて連絡すること。

(3) 提出先

7（3）に記載のとおり。

(4) 回答

多久市ホームページにて随時掲載。

10 提案資格通知

提案資格の有無について、Eメール又はFAXにて令和8年5月29日（金）に通知する。

11 提案書作成に関する質問

(1) 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月5日（金）17時00分まで  
（土曜日・日曜日を除く。）

(2) 方法

質問書（様式2）をEメール（PDFファイル形式）又はFAXにより下記提出先へ提出する。

提出後、確認のため電話にて連絡すること。

(3) 提出先

7（3）に記載のとおり。

(4) 回答

令和8年6月9日(火)に多久市ホームページにて掲載する。

1.2 提案書等の提出

(1) 提案書内容

別紙仕様書による。

(2) 提出書類

①提案書(A4(A3折込も可)・任意様式)

②業務工程表(A4・任意様式)

③業務実施体制(A4・任意様式)

④見積書(A4・任意様式)

(3) 提出部数(①~④を1冊に綴じたもの)

正本1部、副本7部(複写可) ※副本7部には会社名を表示しないこと。

(4) 提出期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月15日(月)まで  
8時30分から17時00分まで(土曜日・日曜日を除く。)

郵送の場合は、令和8年6月15日(月)17時00分必着

(5) 方法

持参または郵送により提出する。

(6) 提出先

7(3)に記載のとおり。

(7) その他

ア 提出された書類以外に必要な応じて追加資料を求める場合がある。

イ 提案書等の差し替え、追加及び削除は提出期間内においてのみ可能とする。

ウ 参加表明書を提出した者のうち提案書の提出を辞退する者は、辞退届(様式5)を  
令和8年6月10日(水)までに提出先へ提出すること。なお、辞退により、その  
他の事業において不利益を被ることはないものとする。

1.3 提案限度額

本業務の提案限度額は5,907,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。  
提案限度額は契約時の予定価格を示すものでなく、業務の規模を示すためのものであるが、  
この金額を超える提案は無効とする。

1.4 選定委員会の設置

本プロポーザルの審査を行う機関として、選定委員会を設置する。

1.5 評価方法及び評価基準

(1) 選定委員会において提案の審査及び評価を行う。

(2) 評価項目及び評価基準は下表のとおりとする。

評価項目		評価基準
1 業務実施体制		業務遂行に必要な人員配置・役割分担・責任体制
		e スポーツ大会又はeスポーツを活用したイベントの企画・運営実績
		再委託予定の有無と妥当性
		機材、通信障害、停電等のトラブル発生時の代替対応策及び対応体制
		業務スケジュール、実施フロー
2 企画提案内容に対する評価	e スポーツイベント	イベント全体の企画提案 ・九州クライミングベース SAGA の立地・背面を活かした市内外から多くの集客が見込める魅力のある提案か ・誰もが楽しめるゲームの内容であり、会場の配置は、高齢者・障害者等への配慮がされているか ・雨天時における屋内施設での代替実施計画
		参加者の確保手段
		事業成果の測定方法
	e スポーツ体験会	体験会全体の企画提案 ・ e スポーツ未経験者でも気軽に体験できる内容となっているか ・参加者同士の交流の促進に繋がるか ・途中参加者への対応 ・誰もが楽しめるゲームの内容であり、会場の配置は、高齢者・障害者等への配慮がされているか
		参加者の確保手段
		事業成果の測定方法
3 プレゼンテーション		提案についての的確な説明
4 見積額		金額評価

### (3) 留意事項

- ア 審査において、提出された書類以外に必要なに応じて追加資料を求める場合がある。
- イ 審査についての問い合わせには、応じない。
- ウ 他の提案者の提案書等の閲覧の申し出は、受け付けない。

### 1.6 優先交渉権者の選定

各委員の得点（最高得点と最低得点を除く）を合算した総合得点順に順位付けを行い、最上位の提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、総合得点が満点の60%に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。これは、提案者が1者のみの場合においても同様とする。

また、最上位の提案者が2者以上の場合は、『1.5(2)2 企画提案内容に対する評価』の合計得点が最も高い提案者を上位とし、なお決しない場合は選定委員の投票により選定する。

### 1.7 書類による選考

提案者が5者を超えた場合は、書類による選考を行う場合がある。

- ア 審査方法  
提案書等に基づき実績、業務実施体制、スケジュール等を総合的に判断する。
- イ 結果通知  
書類による選考を行った場合は、提案者本人に選考結果の通知を行う。

### 1.8 プレゼンテーションの実施

(1) 提案者（書類選考を実施した場合は通過者）は、提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションの実施日、場所等は、後日、提案者に通知する。

## 1 9 結果の通知

優先交渉権者が選定された場合は、その結果についてプレゼンテーションに参加した提案者全員に通知するものとする。なお、提案者の評価結果については、自己の評価結果に限り開示することができるものとする。

## 2 0 契約

優先交渉権者が選定された後、速やかに契約金額等の協議を行い双方の合意が得られた場合は、契約を締結するものとする。ただし、合意が得られなかった場合は、次点の者が交渉権者となる。

## 2 1 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出された提案書は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (3) 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表する場合がある。
- (4) 前号により公表する場合は、その写しを作成し使用することができるものとする。

## 2 2 結果の公表

- (1) 公表時期 契約者決定後1か月間
- (2) 公表事項 契約締結後、多久市ホームページにて公表する。
  - ① 業務の概要
  - ② 契約日及び履行期間
  - ③ 契約金額
  - ④ 契約者名及び契約者とした理由
  - ⑤ 提案者総数

## 2 3 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、提案者は、失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 参加表明書提出日から契約締結日の前日までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合
- (5) 関係者に提案書作成に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

## 2 4 その他

- (1) プロポーザルの提出書類に虚偽の記載をし、失格とされた場合は、多久市の指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、多久市情報公開・共有条例（平成12年多久市条例第32号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提案書の提出が1者であった場合には、評価基準による得点が委員会の定める基準を満たし、かつ、委員会で認めたものであることを条件に、契約の相手方として特定することがある。
- (6) その他、定めのない事項については、地方自治法、同施行令その他多久市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- (7) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (8) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、担当部署関係職員に対する営業活動を禁止する。

附 則

この要領は、令和8年5月13日より施行する。